

土地の形質の変更届出書について

一定規模以上の土地の形質を変更しようとする者は、土壤汚染対策法（以下、「法」という。）第4条第1項に基づき、**土地の形質の変更に着手する日の30日前までに**、市に届出をする必要があります。届出された土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある場合は、市が土地所有者等に対して土壤汚染状況調査を命令します。

なお、ここでいう「着手する日」とは、**土地の形質の変更そのものに着手する日**のことをい、土壤を扱わない建物部分の解体作業等は含みません。

（参考）届出日算出方法

届出日	1日目	2日目	...	29日目	30日目	着手日
4月1日	4月2日	4月3日	...	4月30日	5月1日	5月2日
中 30 日						

1 届出の対象となる面積

次のいずれかが対象となります（次頁「届出が必要な事例について」参照）。

- ① 掘削部分と盛土部分を合計した面積が **3,000 m²以上**となる形質変更
- ② 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地及び法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地等については、掘削部分と盛土部分を合計した面積が **900 m²以上**となる形質変更
 - ※ 有害物質使用特定施設とは、水質汚濁防止法及び下水道法に基づく特定施設のうち、土壤汚染対策法における特定有害物質を使用している施設です。
 - ※ 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地とは、使用を廃止した有害物質使用特定施設のうち、土壤汚染状況調査の義務が猶予されている土地です。当該土地において形質変更の届出がなされた場合は、調査命令を発出します。

【注意点】

- ・ 土地の形質の変更とは、土地の掘削や盛土等を行う行為です。
- ・ 掘削後に盛土をして、掘削前と同じ地盤高にする場合であっても、土地の形質の変更に該当し、その範囲は「掘削」として計上します。
- ・ 道路等について、原地盤に影響を及ぼさない行為（例えば、原地盤の上部に路盤材が敷かれており、その上にあるアスファルト舗装のみを張り替える工事）は、土地の形質の変更には該当しません（形質変更面積から除外）。
- ・ 掘削土壌の一時的な仮置きについて、シートや鉄板で養生をして地面と接触しないように仮置きした場合でも、その範囲は「盛土」に該当します。
- ・ 過去に届出を行ったことがある土地であっても、土地の形質の変更の都度、届出が必要です。
- ・ 形質変更を行う土地が同一の敷地に存在しない場合でも、同一の事業計画※に該当する場合は、面積を合算してください。
 - ※ 環境省通知において、「土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近似性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000 m²以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあつては900 m²以上）となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい」とされています（平成31年3月1日付環水大土発第1903015号）。

【届出対象外】 以下のいずれかに該当する場合に限り、届出は不要です。

- ア) 盛土のみの土地の形質の変更
- イ) 形質変更対象地（以下、「対象地」という。）の全てにおいて掘削深度が最大50cm未満であつて、対象地の外へ土壌の搬出を行わず、かつ、土壌の飛散または流出を伴わないもの
- ウ) 農業を営むために通常行われる行為で対象地の外へ土壌の搬出を行わないもの
- エ) 林業の用に供する作業路網の整備で対象地の外へ土壌の搬出を行わないもの
- オ) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

2 届出者及び届出先

- ・届出者：「土地の形質の変更をしようとする者」が行います。
土地を借りて開発行為等を行う場合には開発業者等が届出を行います。工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施工に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が届出を行うものと考えられます。
- ・届出先：対象地が福岡市内であれば「福岡市 環境局 環境保全課」が窓口です。

3 届出に必要な書類

- ① 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）」
- ② 土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧表（対象地が複数の地番の場合）
- ③ 土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面
 - ・位置図（対象地の範囲が明確に分かるもの）
 - ・平面図（掘削部分と盛土部分を明示し、各々の面積を記載した図面）
 - ・立面図・断面図（最大掘削深度とその場所を明示してください。）※複数年事業の場合、届出書及び位置図等に事業全体の土地の形質変更範囲及び面積の概要が分かるように記載してください。
- ④ 形質の変更の対象となる土地の公図及び登記事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）
※ 公図には、土地の形質の変更範囲を明示してください。
- ⑤ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合は、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（例：登記事項証明書、土地の売買契約書、工事請負契約書、同意書（※）等）
（※）土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和4年環境省令第6号）の施行前に添付することとされていた「同意書」についても、土地の所有者等の所在が明らかとなる内容が記載されているのであれば「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」として取り扱います。

【注意点】

届出者が土地の所有者等でない場合にあつては、「当該届出をすること」及び「法第4条第3項の命令が発出される可能性」について、届出者から土地の所有者等に対して届出前に十分な説明を行うようお願いいたします。

⑤に関する参考（令和4年7月1日改正の土壤汚染対策法に関するQ&Aより抜粋）

Q(質問の概要)	A(質問に対する回答)
登記事項証明書における土地の所有者と実際の土地の所有者が異なる場合、「土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」として法第4条第1項の届出にどのような書類を添付すべきか。	例えば、実際の土地の所有者による当該土地の固定資産税の支払いを証明する書類の添付等が想定される。
土地の所有者の死亡により相続人が土地の所有権を有している場合、「土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」として法第4条第1項の届出にどのような書類を添付すべきか。	戸籍謄本及び住民票の写しなど相続人であることを証する書類を添付することにより運用されたい。

4 法第4条第2項に基づく調査結果の提出

法第4条第1項の届出の際、併せて同条第2項に基づき調査結果を提出することができます。なお、法第4条第1項の届出者が当該土地の所有者等でない場合に当該調査結果を提出する際は、土地の汚染状況について調査及び報告することについて、当該土地の所有者等の全員が同意する旨の同意書（様式任意）の添付が必要となります。

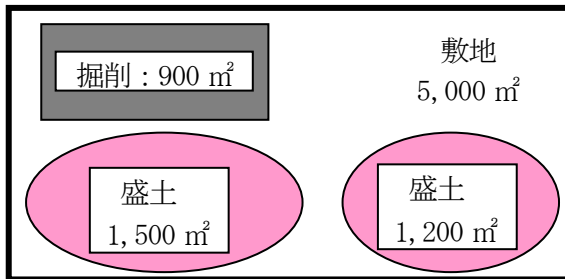
5 届出が必要な事例

【例1】 5,000 m²の敷地のうち、3,200 m²の形質の変更（全て掘削）を行う場合



形質の変更面積（掘削）3,200 m²（ $\geq 3,000$ m²）

【例2】 5,000 m²の敷地のうち、3,600 m²の形質の変更（掘削900 m²、盛土2,700 m²）を行う場合



形質の変更面積（掘削） 900 m² (<3,000 m²)

形質の変更面積（盛土） 2,700 m² (<3,000 m²)

形質の変更面積（合計） 3,600 m² ($\geq 3,000$ m²)

【例3】 道路整備事業など長期間に渡って形質の変更を実施する場合

全事業予定地：4,000 m²



①形質の変更面積（掘削） 2,500 m² (<3,000 m²)

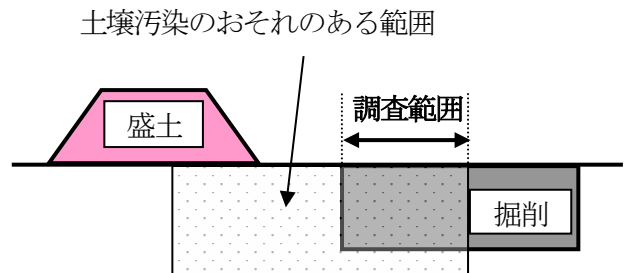
②形質の変更面積（掘削） 1,500 m² (<3,000 m²)

形質の変更面積（合計） 4,000 m² ($\geq 3,000$ m²)

※ この場合、①の形質変更に着手する30日前までに①の部分の届出を行い、別途、②の形質変更に着手する30日前までに②の部分の届出を行ってください。

6 土壤汚染状況調査の範囲について

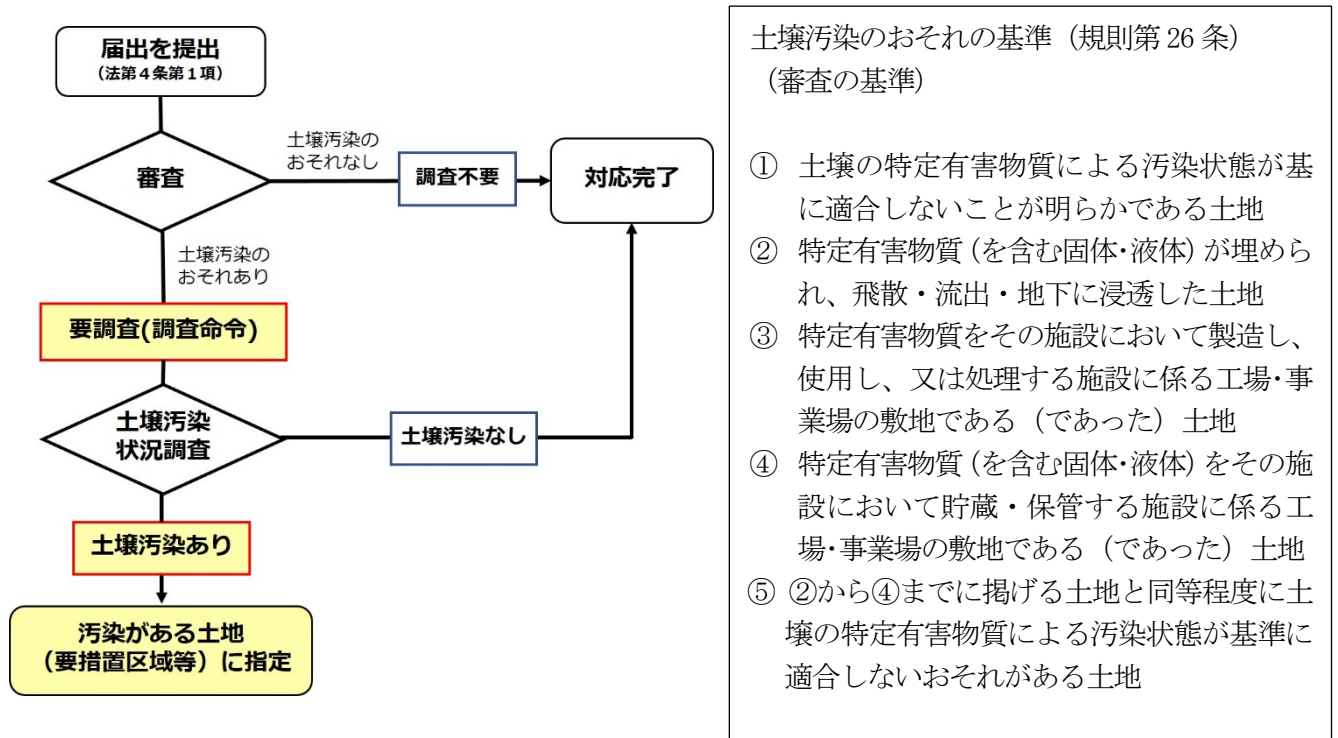
調査命令の対象となるのは、形質の変更を行う土地のうち、掘削部分であって、かつ土壤汚染のおそれのある範囲に該当する土地です。



7 届出書等記入例

P5～P8 のとおり

8 届出後の流れ



- ※ 調査命令が発出された場合、土壤汚染状況調査を実施し、その結果を福岡市に報告する必要があります。
- ※ 土壤汚染状況調査結果の審査が完了するまで土地の形質変更をすることができないため、事業の進捗に大きな遅れ(数か月以上)が生じる可能性があります。なお、調査の結果汚染が判明した場合は、その状況に応じて土地の形質の変更に制限がかかります。
- ※ 法に基づく土壤汚染状況調査が不要と判断された場合でも、当該土地に土壤汚染が存在しないことが保証されるものではありません。

<お問い合わせ先>

福岡市 環境局 環境保全課 水質・土壌係

(〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号(本庁舎13階))

電話 : 092-733-5386

電子メール : k-hozen.EB@city.fukuoka.lg.jp

様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

福岡市長 殿

届出者が法人である場合は所在地、法人名及び代表名、個人である場合は住所、個人名を記入してください。

届出日の日付を記載してください。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

法第3条第1項ただし書きを受けた土地における900m²以上の形質の変更では、第3条第7項になります。

届出者

福岡市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇製造
代表取締役 〇〇 〇〇

土壤汚染対策法第3条第7項第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更が行われる開発事業敷地全体の土地の所在地を記入します。地番表示は全ての地番を記入してください。道、無番地等の場合も記載をお願いします。多数の地番があり、全てを記入できない場合には、代表の地番を記入し残りの筆数を「外△筆」と記入してください。その場合は、筆一覧を別紙として添付してください。(記入例参照)

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

(住居表示) 〇〇区〇町〇
(地番) 〇〇区〇町〇丁目
△番△、同番△

本届出で実際に土地の形質の変更を行う土地の所在地を記入します。また、添付図面にその位置を明示します。(地番の一部である場合は、「〇〇の一部」を記載ください。)

(住居表示) 〇〇区〇町〇丁目
(地番) 〇〇区〇町〇丁目
同番〇の一部

土地の形質の変更の場所

詳細は別紙() のとおり

土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

〇〇〇〇.〇m²
(うち掘削部分の面積 〇〇〇〇.〇m²)
形質変更に係る部分の深さ 〇m
詳細は別紙() のとおり *

届出日から30日以降で、最初に土地の形質の変更を行う日を記入します。

形質変更の最も深い深度を記入します。

土地の形質の変更の着手予定日

〇〇年〇〇月〇〇日

法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合

工場又は事業場の名称
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地

分割して提出する場合は、全体面積と今回提出面積がわかるように記載します。

(例)全体面積 〇〇〇〇.〇m²
今回提出面積 〇〇〇〇.〇m²(うち掘削部分の面積 〇〇.〇m²)

現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合

有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称
有害物質使用特定施設の種類
有害物質使用特定施設の設置場所

株式会社〇〇製造 福岡工場

稼働中の工場等において900m²以上の形質の変更を行う場合は記載ください。3000m²以上の形質の変更の場合は、この欄は記載不要です。斜線を引いてください。

65 酸又はアルカリによる表面処理施設
71の5 トリクロロエレン、テトラクロロエレン又はジクロロメタンによる洗浄施設

〇〇区〇町〇丁目△番△

特定有害物質の種類

鉛及びその化合物
トリクロロエチレン及びその分解生成物

届出者連絡先

所属担当者
電話番号

右上の届出者欄に押印がない場合は、こちらに記載の届出者連絡先に連絡して本人確認を行います。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

土地の形質の変更の場所が複数の地番となる場合には、以下に示すような一覧表を作成し、別紙として添付してください。

別紙○

土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧表

該当する項目にチェックを付けてください

No.	所在地(地番)		土地所有者の住所及び氏名 (登記簿)	形質変更する範囲は 所在地(地番)の		同意書 (合意書) の有無
				全部	一部	
1	〇〇区〇〇町 〇丁目	〇〇番1	福岡市△△区△△町△丁目△番△号 株式会社〇〇〇製造	✓		—
2		〇〇番2	福岡市△△区△△町△丁目△番△号 株式会社〇〇〇製造	✓		—
3		〇〇番3	福岡市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇製造	✓		—
4		〇〇番4	福岡市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 福岡市□□区□□町□丁目□番□号 □□□□ 福岡市××区××町×丁目×番×号 ××××	✓		○
5	〇〇区〇〇町 △丁目	××番1	...	✓		○
6		××番2	...	✓		○
7		××番3	...	✓		○
8	〇〇区××町 □丁目	△△番1	...		✓	○
9		△△番2	...		✓	○
10		△△番3	...		✓	○

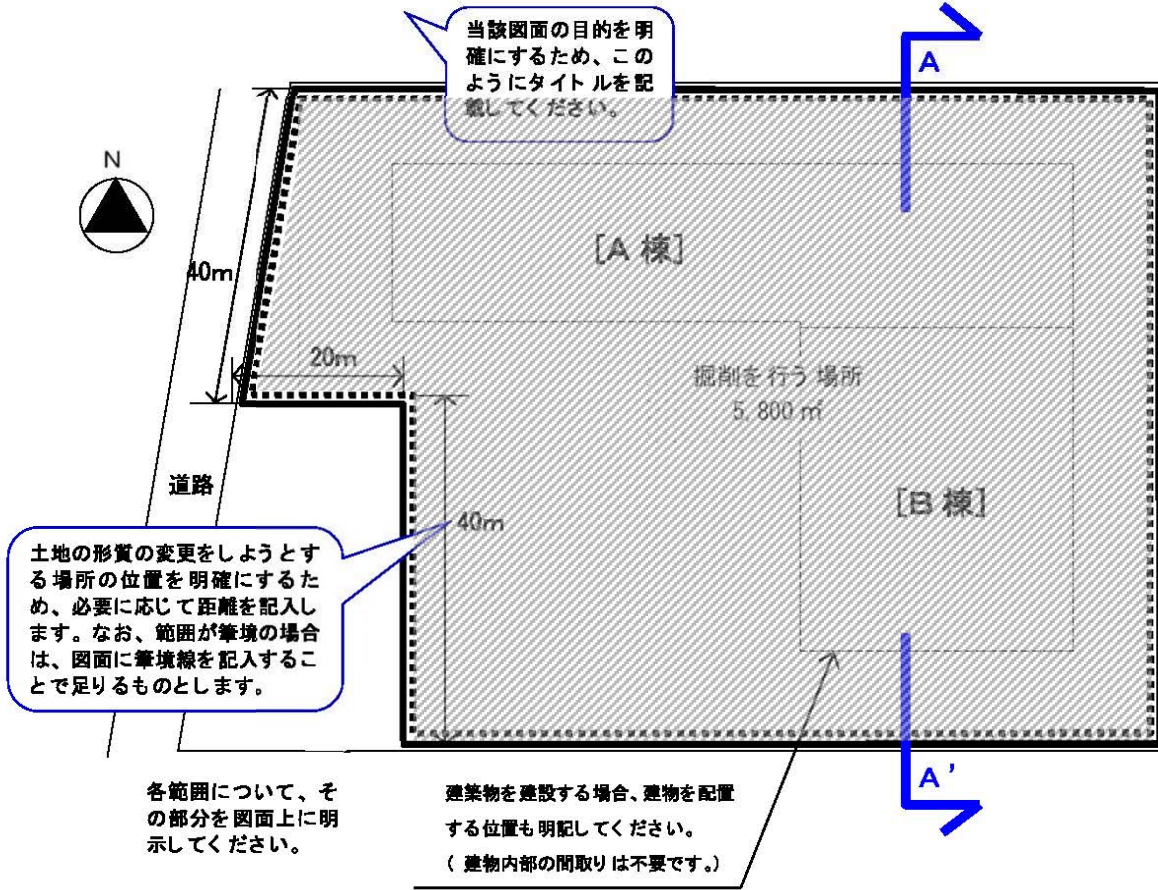
届出者自身である場合は
— を記入してください

※記載内容は、〇〇年〇月〇日取得の土地登記簿による。

《例1》

掘削部分のみの場合

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面(平面図)



凡例及び面積

- 全体敷地
面積 5,800 m²
- 土地の形質の変更をしようとする場所
面積 5,800 m²
- うち掘削を行う場所
面積 5,800 m²

「土地の形質の変更をしようとする部分の場所(面積)」、「掘削部分の場所(面積)」は必ず記載してください。

建物配置計画

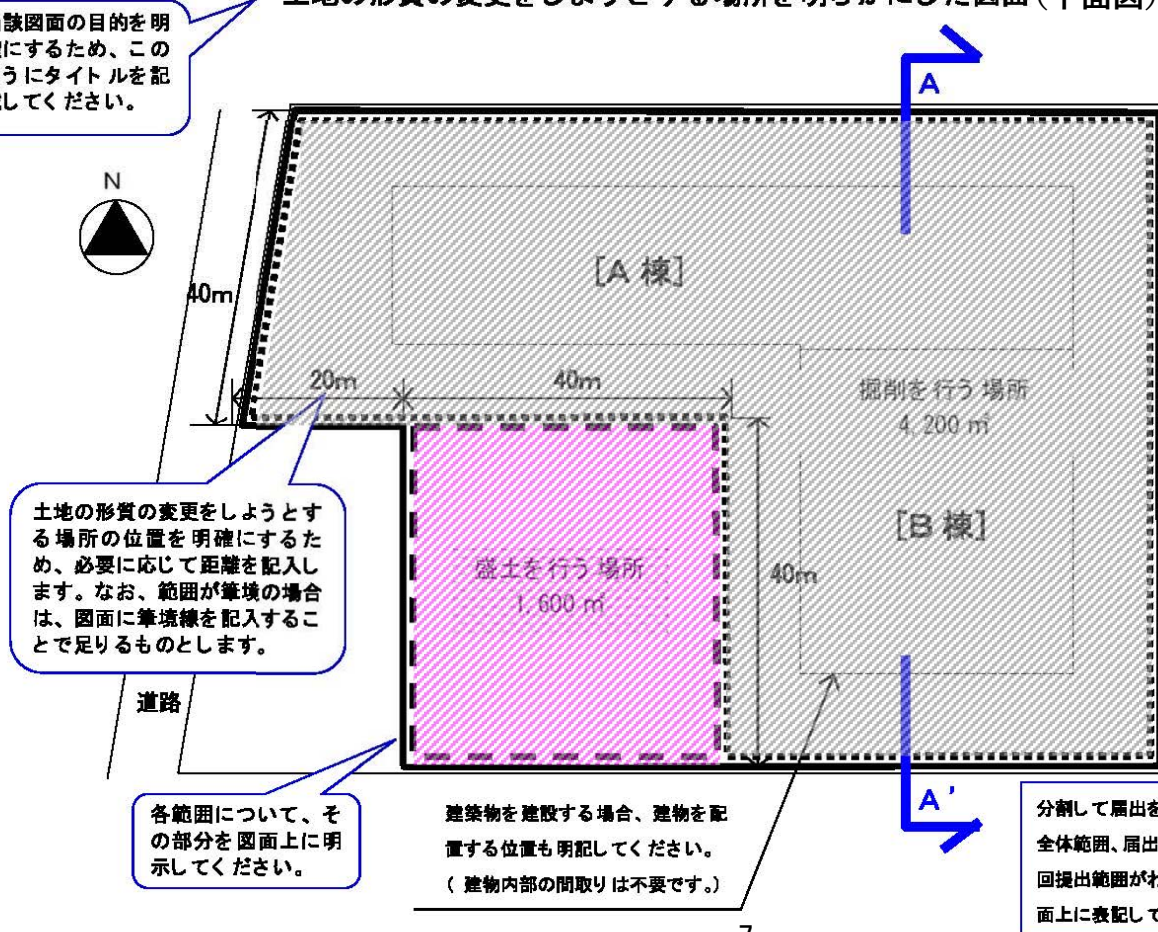


分割して届出を行う場合は、全体範囲、届出済範囲及び今回提出範囲がわかるよう図面上に表記してください。

《例2》

掘削部分と盛土部分が混在する場合

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面(平面図)



凡例及び面積

- 全体敷地
面積 5,800 m²
- 土地の形質の変更をしようとする場所
面積 5,800 m²
- うち掘削を行う場所
面積 4,200 m²
- うち盛土を行う場所
面積 1,600 m²

「土地の形質の変更をしようとする部分の場所(面積)」、「掘削部分の場所(面積)」、「盛土部分の場所(面積)」は必ず記載してください。

建物配置計画



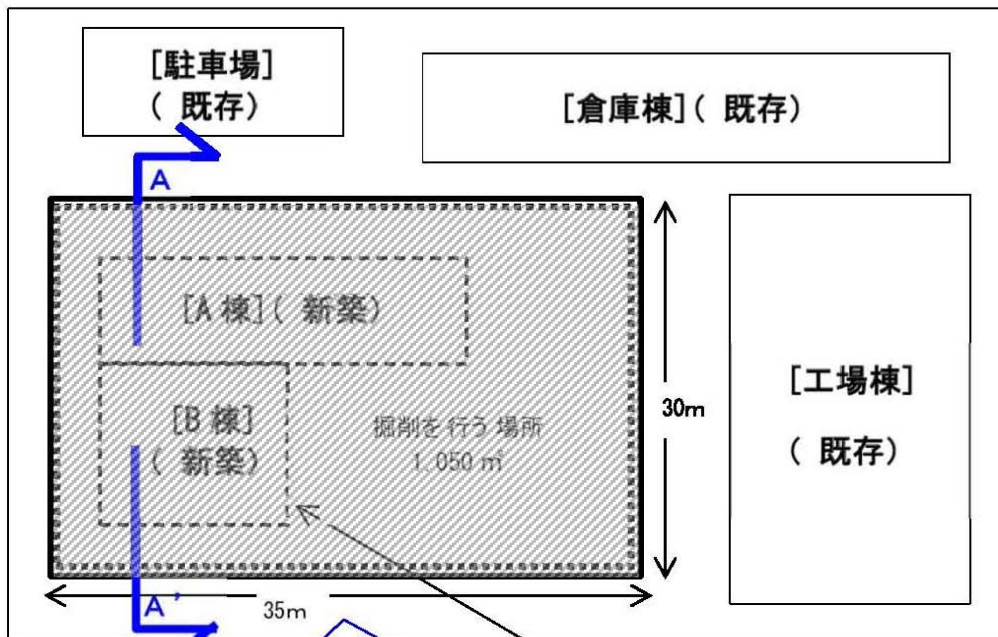
分割して届出を行う場合は、全体範囲、届出済範囲及び今回提出範囲がわかるよう図面上に表記してください。

《例3》

特定有害物質を取り扱う工場 事業場において 900 m²以上の改変を行う場合



土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面(平面図)



凡例及び面積

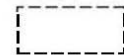
全体敷地
面積 2,800 m²

土地の形質の変更をしようとする場所
面積 1,050 m²

うち掘削を行う場所
面積 1,050 m²

「土地の形質の変更をしようとする部分の場所(面積)」 「掘削部分の場所(面積)」は必ず記載してください。

建物配置計画



土地の形質の変更をしようとする場所の位置を明確にするため、必要に応じて距離を記入します。
なお、範囲が筆境の場合は、図面に筆境線を記入してください。

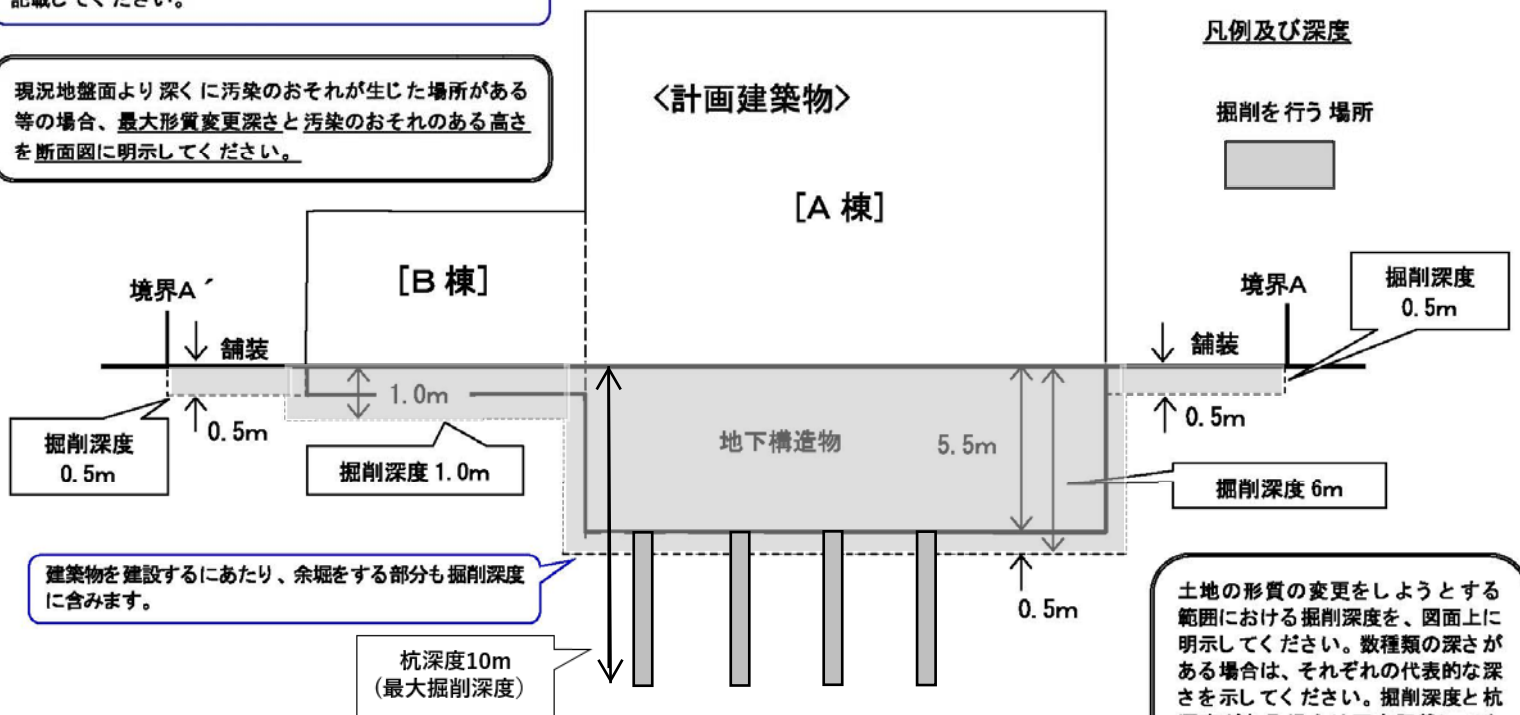
建築物を建設する場合、建物を配置する位置も明記してください。
(建物内部の間取りは不要です。)

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面(立面図・断面図)

当該図面の目的を明確にするため、このようにタイトルを記載してください。

現況地盤面より深くに汚染のおそれが生じた場所がある等の場合、最大形質変更深さと汚染のおそれのある高さを断面図に明示してください。

A-A' 断面



凡例及び深度

掘削を行う場所

土地の形質の変更をしようとする範囲における掘削深度を、図面上に明示してください。数種類の深さがある場合は、それぞれの代表的な深さを示してください。掘削深度と杭深度がある場合は両方記載してください。

建築物を建設するにあたり、余堀をする部分も掘削深度に含みます。

杭深度10m (最大掘削深度)

出典) 東京都環境局「土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引き